

令和8年4月利用開始 障害者通所施設利用申込みのご案内とお願い

令和7年4月
世田谷区障害福祉部
障害者地域生活課

令和8年4月からの区内障害者施設（就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護）の利用について、次のとおり受け付けますのでご案内いたします。

1 はじめに

世田谷区では、障害者通所施設のご利用にあたり、区が利用調整を行っております。これは、通所施設の利用を希望される方が施設を利用できるよう、施設側の状況等を踏まえながらご希望の施設で調整するものです。

障害者通所施設の状況については特に「生活介護」施設で、既に定員を超えた利用者の受け入れを行っている施設もあり、希望の中で調整が見つからないこと、再度ご希望をお聞きすることがあることをご理解いただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

区といたしましては、こうした現状に鑑み、施設整備等基本方針を策定し施設所要量の確保に引き続き努めてまいります。

2 利用要件

特別支援学校等を卒業される方、現在の通所施設から他の事業所へ異動したい方または、在宅や転入の方で、原則として18歳から65歳までの障害のある方

3 利用対象および内容

（1）就労移行支援（以下「就労移行」とする。）をご希望の方

対象：企業等への就労を希望し、雇用されることが可能と見込まれる方

内容：一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等（原則2年間）

（2）就労継続支援B型（以下「就労継続B型」とする。）をご希望の方

対象：①就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方

②50歳に達している方、又は障害基礎年金1級受給者

③①及び②のいずれにも該当しない方で、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている方

※来年3月に特別支援学校を卒業される方は③にあたります。卒業後すぐに就労継続B型の利用を希望する場合は、利用に先立ち、就労移行事業所等による就労アセスメントを受ける必要があります。

内容：通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、技能が高まった方は、一般就労等への移行に向けて支援

（３）生活介護をご希望の方

対象：地域で安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な、次に掲げる方

①障害支援区分が３以上の方

②年齢が５０歳以上の場合は、障害支援区分が２以上の方

内容：日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援

4 利用調整対象施設

別紙資料を参照

5 利用開始までの流れ

1 施設見学

- ・ 各障害者通所施設では、随時、見学が可能です。事前に施設へのご連絡をお願いいたします。ご不明な点は直接施設にお問い合わせください。
- ・ 生活介護施設をご希望される場合は、現在の運行ルートをご確認ください。原則として、施設から「バスルートが取れない・座席の確保ができない」と言われた施設での実習はできません。

2 面接・実習

- ・ 希望する施設で面接・実習を受けていただきます。
- ・ 実習期間は１０月３１日（金）までです。
- ・ 特別支援学校在学学生は学校の先生に、施設間異動・在宅の方はお住まいの地域を担当する総合支所保健福祉センター保健福祉課（以下、「保健福祉課」とする。）にご相談ください。
- ・ 就労をご希望され、施設の都合で受付前に実施できない場合は除きます。

3 利用申し込み

- ・ 各保健福祉課で申込み受付開始。保健福祉課職員が利用希望の確認や生活状況等について聞き取ります。

申込受付期間 １１月４日（火）～１１月１０日（月）

（１１月１日（土）区のお知らせ「せたがや」に掲載予定）

※利用申し込み後に施設での面接や行動観察を再度お願いする場合がございます。

4 利用候補者決定

- ・ ２月中旬（予定） 利用候補者の発表
各保健福祉課より電話連絡があります。
その後、施設利用候補者となった方には、障害者地域生活課から調整結果の通知をお送りします。

5 障害福祉サービス申請

- ・ 障害福祉サービスの利用申請を各保健福祉課で行ってください。利用が認められた方に、保健福祉課から受給者証が発行（またはサービスの追加）されます。その後、施設と利用契約を取り交わします。

6 施設との利用契約

- ・ 利用契約、利用開始日、入所式等のご案内は、施設からご連絡します。

6 候補者検討について

- ・ 障害者地域生活課、施設長、各保健福祉課障害支援担当係長が構成員となり、会議を実施します。
- ・ 世田谷区障害者通所施設意向調査書に基づき、第1希望から検討します。
- ・ 就労移行は、実習の様子、就労への意欲、作業能力、作業態度、交通機関の利用、社会生活等の視点で検討します。
- ・ 就労継続 B 型は、作業種がそれぞれの施設で異なりますが、実習の様子、作業への意欲、身辺自立、集団構成等の視点で検討します。
- ・ 生活介護は、送迎バスルートの運行、運行時間、実習の様子、利用者の集団構成、施設設備、利用者支援や介助にあたっての安全面、施設の定員等を考慮します。

7 希望施設についてのお願い

- ・ 定員に空きがある施設を優先にご検討ください。
- ・ 実習評価や振り返り等を参考に希望施設をご検討ください。
- ・ 施設や企業実習の都合で実習が受付までに終了しない方は、実習終了後、速やかに希望施設の順位を担当ケースワーカーに伝えてください。

8 利用意向調査書の記入

- ・ 利用意向調査書の様式は、区 HP よりダウンロードしてください。
(区 HP  ページ ID 22103)
- ・ 希望の事業は、統一してご記入ください。
- ・ 実習した施設で希望する施設を別紙資料から選択し、全て記入してください。
- ・ 就労移行と就労継続 B 型は、適と評価を受けた施設を2ヶ所以上ご記入ください。
- ・ 生活介護は、3ヶ所以上ご記入ください。施設の希望状況により、第4・5希望をお聞きする場合もございます。
- ・ 医療的ケアを必要とする方の受け入れ施設を希望する方は、3ヶ所以上ご記入ください。また、今回の申し込みの対象とは異なりますが、あけぼの学園の利用もご検討ください。なお、長期入院等で、3ヶ所以上期間内に実習ができない場合はご相談ください。
- ・ 三宿つくしんぼホーム、イタル成城または東京リハビリテーションセンター世田谷（通所部門）、友愛デイサービスセンターは医療的ケアが必要な方の受け入れ施設なので、受け入れは医療的ケアを必要とされる方が優先となります。
- ・ ご本人の障害状況（身体又は知的など）により、該当する障害種別を対象とした施設を選択してください。

- ・ 利用意向調査書提出後にご本人の体調やご家族の状況が変わった場合は、担当のケースワーカーにお伝えください。

9 その他

「利用意向調査書」の受付期間後、令和8年3月末までに区内転入する方については、利用を希望する施設において空きがあり、年度内に面接・実習の調整ができる場合は受入れします。

10 申し込み・問い合わせ先

受付期間：令和7年11月4日（火）～ 10日（月）

申込み先：お住まいの地域を担当する保健福祉課

手続書類：「世田谷区障害者通所施設利用意向調査書」を記入し保健福祉課に提出してください。

※申し込み前に保健福祉課の担当ケースワーカーへご連絡ください。

支所	所在地	電話番号
世田谷総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	世田谷4-22-33	(03)5432-2865
北 沢総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	北沢2-8-18 北沢タウンホール10階	(03)6804-8727
玉 川総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	等々力3-4-1	(03)3702-2092
砧 総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	成城6-2-1	(03)3482-8198
烏 山総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	南烏山6-22-14	(03)3326-6115

【利用調整についての問い合わせ】

担当：障害福祉部 障害者地域生活課 利用調整担当 (03)5432-2223